

(9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

1. 都道府県社会的養育推進計画の策定要領（令和6年3月12日発出）

(1) 基本的考え方

全ての都道府県において、里親等委託を推し進めることにより生じる施設の必要定員数の減少を踏まえ、安易に定員増を伴う施設の創設を行うことなく、地域のニーズを的確に捉えた上で、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組について以下の①・②について計画を策定すること。

① 施設で養育が必要な子ども数の見込み

計画期間における施設で養育が必要な子ども数の見込みを推計すること。

② 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方」（平成30年7月6日付け子発0706第3号厚生労働省子ども家庭局長通知）を踏まえ、代替養育全体の在り方に関する計画を立て、それに基づいて施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた計画を策定すること。

(2) 計画策定に当たっての主な留意事項

① 施設で養育が必要な子ども数の見込み

- ・（5）で算出した年度ごとの「代替養育を必要とする子ども数」から、（8）の①のアのiiにおいて算出した年度ごとの「里親等委託が必要な子ども数」を減じて、施設で養育が必要な子ども数の見込みを算出すること。
- ・上記で算出した必要数が現状を下回る場合、パーマネンシー保障の実現のための取組の実施体制や、里親・ファミリーホームによる養育体制が確立するまでの間、代替養育が必要な子どもの行き場がなくなることのないよう、十分な受け皿を確保することに留意し、見込みを算出すること。

② 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

○乳児院、児童養護施設について

- ・各都道府県においては、①で算出した施設で養育が必要な子ども数の見込みや、在宅家庭や里親家庭の支援体制の充実等といった施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の見込みを把握した結果をもとに、高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた計画を策定すること。
- ・その際、各都道府県においては、小規模かつ地域分散化の取組が進むよう、各施設の高機能化及び多機能化・機能転換に向けた計画の検討状況・課題等について随時ヒアリングを行うことにより、個々の実情を把握し、適切な助言や支援を行うこと。なお、国に

- においても、施設整備補助の審査に当たって、必要性和計画性を精査する。
- ・既存の施設内ユニット型施設についても、概ね5年程度を目標に、確実に小規模かつ地域分散化を行うための人材育成計画を含めた計画を立てる。
 - ・各施設に対して、「できる限り良好な家庭的環境」の確保に取り組むことを求める。その際、各都道府県における代替養育を必要とするこども数の見込み、包括的な里親等支援体制の構築やそれを踏まえた里親・ファミリーホームで養育可能なこども数などを勘案して、各施設において具体的かつ実現可能な計画が策定されるよう配慮すること。

2. 現行計画の見込み等

(現行計画と現在の状況)

目標	計画令和6年度	令和5年度末時点
児童養護施設	1346	1371
ユニット数	83	65
グループホーム数	50	40
乳児院	152	160
ユニット数	24	18
グループホーム数	2	0

(府の主な取組み)

- 各施設と協議をしながら、国交付金を活用し、小規模かつ地域分散化について実施。
- 施設高機能化の養育機能強化のための専門職配置、事業等も各施設と調整の上、実施。
- 一時保護専用施設は令和5年度末までに3か所整備。
- A型フォスタリング機関は、現状4施設が実施。
- 妊産婦等生活援助事業は、令和6年から1施設が実施。

3. 府の現状と整備・取組方針

(必要的記載事項抜粋)

① 施設で養育が必要なこども数の見込み

留意事項を踏まえて、計画期間における年度ごとの施設で養育が必要なこども数(3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降)の見込みを記載すること。

② 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

計画策定項目に直接関係するものはなし

(資源の必要量等)

- ・小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数
- ・養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数、加配職員数
- ・養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数
- ・一時保護専用施設の整備施設数
- ・児童家庭支援センターの設置施設数
- ・里親支援センター、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施施設数
- ・妊産婦等生活援助事業の実施施設数
- ・市区町村の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）

(整備方針)

		現状	R7	R8	R9	R10	R11	備考
小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数	施設	40	第3回 WG での議論予定 (里親委託と合わせた議論)					
	入所児童	240						
養育機能強化のための専門職の加配施設数、加配職員数	加配施設	29					29	
	加配職員	90					90	
養育機能強化のための事業の実施施設数		23					29	
一時保護専用施設の整備施設数 ※WG2回目での検討		3	第3回 WG での議論予定 (一時保護と合わせた議論)					
児童家庭支援センターの設置施設数		1	—	—	—	—	—	事業活用状況を見て継続的に検討
里親支援センター、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施施設数	里親支援センター	0					6	目標値の6は支援センターの設置箇所数
	里親養育包括支援事業	4					—	A型機関実施数

妊産婦等生活援助事業の実施施設数	1	—	—	—	—	—	事業活用状況を見て継続的に検討
市区町村の家庭支援事業を委託されている施設数 (ショートステイ事業利用)	28					—	—

☞施設の人材確保・育成等の状況も踏まえた施設の小規模化かつ分散化促進

☞施設の養育機能強化のための職員配置にかかる国要望及び専門職の配置促進

(関係機関等)

- 乳児院、児童養護施設等
- 子ども家庭センター

3. 進捗の自己点検及び評価の方法

- 評価指標の補足

(評価のための指標例)

- 資源の必要量項目に同じ